

三重県公報

第10100号
昭和47年12月1日
金 曜 日

目 次

規 則	
○ 三重県行政組織規程の一部を改正する規則	(人 事 課) 1
告 示	
○ 三重県私立学校審議会委員の任命	(学事文書課) 2
○ 字区域の変更	(地 方 課) 3
○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による公開聴聞	(消防防災課) 3
○ 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定、並びに国民健康保険法による療養取扱機関の申出受理	(保 険 課) 4
○ 三重県病院事業業務状況の公表	(医 務 課) 4
○ 公有水面埋立しゅん工の認可	(漁 港 課) 9
○ 県道の路線認定	(道路維持課) 11
○ 県道の路線廃止	(同) 12
○ 公有水面埋立しゅん工の認可	(港 湾 課) 13
○ 都市計画事業変更の認可	(計 画 課) 13
公 告	
○ 昭和48年度三重県農業経営大学校入校生の募集	(農 政 課) 14
○ 都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(鈴 鹿 主 木) 15
○ 警察官採用候補者共同試験の合格者	(人事委員会) 15
正 誤	
○ 昭和47年11月7日付三重県公報第10093号	17
○ 昭和47年11月17日付三重県公報第10096号	17

規 則

● 三重県規則第六十六号 ●

三重県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十七年十一月一日

学事文書課長



課長補佐



文書審査課長



三重県知事職務代理者

三重県副知事 後藤 士 男

三重県行政組織規程の一部を改正する規則

三重県行政組織規程(昭和三十三年三重県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号用地対策の項中「用地第三係」を「用地第三係、公有地係」に改める。

第十二条地方課の項中第十七号を第十八号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の施行に關すること(市町村が設立する土地開発公社の認可及び監督に關するものに限る。)

第十三条県民生活課の項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第五十四号)の施行に關すること。

第十七条用地対策の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に關すること(地方課の所管に屬するものを除く。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●三重県告示第691号

私立学校法施行細則(昭和25年三重県規則第110号)第7条第2項の規定により、昭和47年11月26日次の者を、三重県私立学校審議会委員に任命した。

昭和47年12月1日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 後藤 士 男

氏 名

役 職 名

坂 口 善之助

三重県議會議員

岡 村 初 博

三重県議會議員

斎 藤 文 久

三重県教育委員会教育委員長

竹 内 直三郎

聖ヤコブ幼稚園園長

大 川 寿 叟

大川学園理事長

後 藤 昭 泰

さくら幼稚園園長

●三重県告示第692号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、松阪市の区域内において次のとおり字の区域を変更した旨同市長から届け出があつた。

昭和47年12月1日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 後藤 士 男

松阪市上川町字大黒に編入する区域

松阪市上川町字ハリ1578-2、1578-4、1578-5、1579、1580、1581-1から1581-3まで、1582-1、1582-2、1583、1584-1、1584-2、1585、1586-1、1586-2、1587-1から1587-4まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部

松阪市上川町字口田の全部

松阪市上川町字小物坪1594、1594-2、1595-1から1595-3まで、1596、1597-1から1597-3まで、1598-1から1598-3まで、1614-2、1614-6及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部

●三重県告示第693号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第90条第1項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行なう。

昭和47年12月1日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 後藤 士 男

1 聴聞の日時

昭和47年12月16日午前10時から

2 聴聞の場所

津市広明町13番地

三重県庁7階第5会議室

3 聴聞を行なおうとする理由

液化石油ガス販売事業許可にかかる法令違反について

4 被聴聞者

四日市市八幡町5の10

田 中 長 伸

●三重県告示第694号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条ノ3第1項の規定により次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定し、並びに国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第3項の規定による療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなした。

昭和47年12月1日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 後 藤 土 男

名称	所在地	指定および申出 受理年月日
石橋耳鼻咽喉科	三重郡川越町豊田636	47.10.30
木口医院	名張市蔵持字奥山1175番687	47.11.1
木村歯科医院	津市東検校町1853	47.10.24

●三重県告示第695号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、昭和47年4月1日から昭和47年9月30日までの三重県病院事業の業務状況を次のとおり公表する。

昭和47年12月1日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 後 藤 土 男

事業の概要

1 総括的事項

三重県立高茶屋病院、三重県立一志病院及び三重県立志摩病院は、地方公営企業法の財務に関する規定等を当然に適用する三重県病院事業として経営し、公営企業本来の使命である県民福祉の増進に資するため、つねに医療施設の近代化と医療技術の研さん向上をはかり、適正かつ高度な病院医療を実施して、県民の健康保持に努め、あわせて県下医療の資質の向上に寄与するとともに経営の合理化に絶えず意を用い、企業としての経済性を十分発揮するよう、その運営に努めている。

昭和47年度の業務予定量に対する、9月30日現在の実績は次のとおりである。

事 項	年間業務予定量	9月未実績
病 床 数	1,131床	1,131床
一 般 病 床	284床	284床
結 核 病 床	50床	50床

精神病床	754床	754床
伝染病床	43床	43床
患 者 数	423,109人	214,145人
入院患者	317,915人	158,278人
外来患者	105,194人	55,867人
建設改良計画	69,851,000円	33,978,057円
病院増築工事	29,353,000円	587,799円
器械器具及備 品購入	20,220,000円	3,891,000円
土地購入	20,278,000円	29,499,258円

2 施設に関する事項

三重県立高茶屋病院において、医師公舎改築工事を3,500,000円で昭和47年7月12日着工、現在工事中であるが、本年12月8日完成の予定である。また6、7病棟サツシュ取替工事を8,400,000円で昭和47年7月21日着工同年9月18日完成した。

3 経理状況

昭和47年4月1日から昭和47年9月30日までの上半期における収支の状況は、総収益722,473,994円、総費用597,453,144円で差引き125,020,850円の利益となつているが、減価償却費相当額17,586,500円を差引くと107,434,350円の純利益となる。

4 昭和46年度決算の状況

収益的収入及び支出においては、総収入1,326,246,367円、総支出1,296,372,074円で差引純利益29,874,293円であり、資本的収入及び支出においては、総収入90,960,000円、総支出132,525,105円で差引不足額41,565,105円は減債積立金620,000円と損益勘定留保資金40,945,105円で補てんした。

なお、純利益29,874,293円、繰越利益剰余金41,250,530円、計71,124,823円の処分については、減債積立金1,494,000円、翌年度繰越利益剰余金69,630,823円とし、昭和47年9月県議会において決算の認定に付し、議決された。

昭和47年度三重県病院事業損益計算書
(昭和47年4月1日から昭和47年9月30日まで)

	円	円	円
I 医業収益			
(1) 入院収益	436,362,074		
(2) 外来収益	100,535,584		
(3) その他医業収益	5,159,154	542,056,812	
2 医業費用			
(1) 給与費	412,718,566		
(2) 材料費	139,139,404		
(3) 経費	30,296,401		
(4) 減価償却費	—		
(5) 資産減耗費	—		
(6) 研究研修費	1,642,201	583,796,572	
営業損失			41,739,760
3 医業外収益			
(1) 受取利息配当金	2,593,784		
(2) 他会計補助金	176,531,000		
(3) その他医業外収益	1,292,398	180,417,182	
当年度総利益			138,677,422
4 医業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	13,600,424		
(2) 雑損失	56,148	13,656,572	
当年度純利益金			125,020,850

昭和47年度三重県病院事業貸借対照表
(昭和47年9月30日)

	資産の部			
	円	円	円	円
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		168,439,845		
ロ 建物	977,051,993			
建物減価償却引当金	112,478,668	864,573,325		
ハ 構築物	27,070,828			
構築物減価償却引当金	6,991,914	20,078,914		
ニ 器械備品	122,605,415			
器械備品減価償却引当金	67,168,612	55,436,803		
ホ 車輦	4,492,500			
車輦減価償却引当金	1,984,059	2,508,441		
ヘ 放射性同位元素		406,500		
ト 建設仮勘定		587,799		
有形固定資産合計			1,112,031,627	
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権	116,089			
ロ その他無形固定資産	112,500			
無形固定資産合計			228,589	
(3) 投資				
イ 投資有価証券	336,670			
ロ 長期貸付金	1,140,000			
投資合計			1,476,670	
固定資産合計				1,113,736,886
2 流動資産				
(1) 現金預金			143,512,542	
(2) 未収金				
イ 医業未収金		175,973,529		
ロ 医業外未収金		207,870	176,181,399	
(3) 貯蔵品			13,431,113	
(4) その他流動資産			3,000,000	
流動資産合計				336,125,054

資産合計		1,449,861,940
負債の部		
3 固定負債		
(1) 引当金		
イ 退職給与引当金	45,527,209	
(2) その他固定負債	92,185,240	
固定負債合計		137,712,449
4 流動負債		
(1) 未払金	61,161,189	
(2) その他流動負債		
イ 預り金	3,623,050	
ロ 預り有価証券	3,000,000	6,623,050
流動負債合計		67,784,239
負債合計		205,496,688
資本の部		
5 資本金		
(1) 自己資本金	308,977,578	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	343,283,355	
資本金合計		652,260,933
6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	4,558,780	
ロ 補助金	392,787,000	
資本剰余金合計		397,345,780
(2) 利益剰余金		
イ 当年度未処分利益剰余金		
繰越利益剰余金	69,737,689	
年度未残高		
当年度純利益金	125,020,850	194,758,539
利益剰余金合計		194,758,539
剰余金合計		592,104,319
資本合計		1,244,365,252
負債資本合計		1,449,861,940

●三重県告示第696号

公有水面埋立しゅん工について、次のとおり認可した。

昭和47年12月1日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 後藤士男

第1

- 願人の住所氏名
鳥羽市桃取町324番地
清水満太郎
- 埋立の場所及び面積
鳥羽市桃取町字新開505番地先~~地番~~
面積502.17平方メートル
- 埋立目的
漁業作業場及び漁貝干場用地造成
- 工事着手及びしゅん工年月日
着手 昭和44年12月26日
しゅん工 昭和45年1月31日
- 埋立追認年月日
昭和44年12月26日
- 埋立しゅん工認可年月日
昭和47年11月20日

第2

- 願人の住所氏名
鳥羽市桃取町288番地
山本太郎松
- 埋立の場所及び面積
鳥羽市桃取町字新開505、506、507番地先~~地番~~
面積485.85平方メートル
- 埋立目的
漁業作業場及び漁貝干場用地造成
- 工事着手及びしゅん工年月日
着手 昭和45年2月24日
しゅん工 昭和45年3月31日
- 埋立追認年月日
昭和45年2月24日

6 埋立しゅん工認可年月日
昭和47年11月20日

第 3

- 1 願人の住所氏名
鳥羽市桃取町357番地
山 田 武
- 2 埋立の場所及び面積
鳥羽市桃取町字新井505番地先給面
面積440.87平方メートル
- 3 埋立目的
漁業作業場及び漁具干場用地造成
- 4 工事着手及びしゅん工年月日
着 手 昭和45年2月24日
しゅん工 昭和45年3月31日
- 5 埋立追認年月日
昭和45年2月24日
- 6 埋立しゅん工認可年月日
昭和47年11月20日

第 4

- 1 願人の住所氏名
鳥羽市桃取町468の1番地
清 水 喜三夫
- 2 埋立の場所及び面積
鳥羽市桃取町字新井604、505番地先給面
面積176.70平方メートル
- 3 埋立目的
漁業作業場及び漁具干場用地造成
- 4 工事着手及びしゅん工年月日
着 手 昭和45年2月24日
しゅん工 昭和45年3月31日
- 5 埋立追認年月日
昭和45年2月24日
- 6 埋立しゅん工認可年月日
昭和47年11月20日

●三重県告示第697号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき、県道の路線を次のとおり認定する。その関係図面は、三重県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年12月1日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 後 藤 圭 男

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	備 考
126	養老公園庭田線	(県内起点) 員弁郡北勢町 (県内終点) 員弁郡北勢町	岐阜県 海津郡海津町	起点 岐阜県養老郡 上石津町 終点 岐阜県海津郡 南濃町
125	佐屋多度線	(県内起点) 桑名郡多度町 (県内終点) 桑名郡多度町		起点 愛知県海部郡 佐屋町
117	多度長島線	桑名郡多度町 桑名郡長島町		
118	津久居線	津 市 久居市		
579	津停車場窪田線	津停車場 安芸郡豊里村大字窪田		
755	老ヶ野古田青山線	一志郡美杉村 大字老ヶ野 名賀郡青山町伊勢路 字青山		
580	白山小津線	一志郡白山町 一志郡三雲村大字小津	一志郡一志町 一志郡娘野町	
756	松阪環状線	松阪市豊原町 一志郡三雲村大字久米	松阪市大黒田町	
757	辻原西町線	松阪市辻原町 松阪市西町		
119	松阪度会線	松 阪 市 度会郡度会町		
458	檜原大内山線	多気郡宮川村大字檜原 度会郡大内山村		

759	答志桃取線	鳥羽市答志町 鳥羽市桃取町		
581	長島港古里線	長島港 北牟婁郡紀伊長島町 大字海野字古里		
760	南浦海山線	尾鷲市南浦 北牟婁郡海山町		
761	小森神川線	南牟婁郡紀和町 大字小森 熊野市神川町		
762	育生矢ノ川線	熊野市育生町 南牟婁郡紀和町 大字矢ノ川		

●三重県告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。その関係図面は、三重県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年12月1日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 後 藤 土 男

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	備 考
301	多度停車場千本松原公園線	多度停車場	(県内終点) 桑名郡多度町		終点 岐阜県千本松原公園
603	多度長島停車場線	桑名郡多度町	長島停車場		
656	古河久居線	津市東古河町	久居市		
414	嬉野白山線	志郡嬉野町	志郡白山町		
528	六軒停車場竜王野線	六軒停車場	志郡嬉野町大字 須賀領字竜王野		
527	六軒停車場六軒線	六軒停車場	松阪市六軒町		

423	度会相可口停車場線	度会郡度会町 多気停車場		
571	七色映矢ノ川線	七色映 南牟婁郡紀和町 大字矢ノ川		

●三重県告示第699号

公有水面埋立しゅん工について、次のとおり認可した。

昭和47年12月1日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 後 藤 土 男

- 申請人
伊勢市一色町162番地
一色漁業協同組合
- 埋立の場所
伊勢市一色町字向崎1,463番地先公有水面
1,465
- 埋立の面積
4,732.01平方メートル
- 埋立の目的
荷揚場用地及び堤防敷
荷揚場用地 4,452.75平方メートル 民有
堤防敷 279.26平方メートル 国有（運輸省）
- 埋立免許の年月日
昭和45年11月27日
- 埋立工事しゅん工期限
昭和47年11月30日
- 埋立工事しゅん工年月日
昭和47年11月1日
- 埋立しゅん工認可年月日
昭和47年11月21日

●三重県告示第700号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

昭和47年12月1日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 後藤 土男

1 施行者の名称

松阪市

2 都市計画事業の種類及び名称

2等大路第3類第6号松阪駅下徳田線

3 事業施行期間

昭和43年4月1日から昭和52年3月31日まで

4 事業地

三重県松阪市新町及び黒田町

公 告

● 昭和48年度三重県農業経営大学校入校生の募集を、次のとおり実施する。

昭和47年12月1日

三重県知事職務代理者

三重県副知事 後藤 土男

1 募集人員 50名

2 修業年限 1箇年

3 応募資格 18才以上で県内に居住する農業者又は、農業者になろうとするもの。

4 応募手続

(1) 提出書類

ア 入校願書

ロ 履歴書

ウ 最終学校成績証明書

エ 戸籍抄本

オ 身体検査書(県保健所又は、公立病院の作成したもの。)

カ 本人の写真(正面、上半身、無帽、名刺型とし、出願前6か月以内に撮影したもの。)

入学願書の用紙は、三重県農業経営大学校(一志郡嬉野町川北)に請求すること。(郵送料同封)

(2) 願書等受付期間

昭和48年1月10日から1月31日までとする。(郵送の場合1月31日消印のものまで有効)

(3) 願書等提出先

一志郡嬉野町川北 三重県農業経営大学校

5 選 考

(1) 選考は、書類審査及び面接等によつて行なう。

(2) 選考の日時および場所

日 時 昭和48年2月8日(木曜日)午前10時から

場 所 一志郡嬉野町川北 三重県農業経営大学校

6 入校予定日

昭和48年4月10日(火曜日)

7 その他

募集についての問い合わせは、三重県農業経営大学校又は、最寄りの農業改良普及所へ照会すること。

● 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は昭和47年10月23日完了した。

昭和47年12月1日

三重県鈴鹿土木事務所長

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鈴鹿市寺家町4265-1番地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鈴鹿市平田町1720-60番地

館 哲夫

● 昭和47年10月1日、11月14日および11月15日に実施した警察官採用候補者共同試験の合格者(本県分)を次のとおり決定し、昭和47年11月24日付をもつて三重県警察官採用候補者名簿に登録した。

昭和47年12月1日

三重県人事委員会委員長 仲村 安平

三重県警察官採用候補者

受験番号	氏名	受験番号	氏名
A 1	前田 文男	A 6	服部 哲夫
2	鈴木 久好	7	野呂 幸志
3	渡瀬 賢	8	徳田 武文
4	長谷川 文博	9	水本 雅久
5	田中 茂	11	篠田 裕一

A 12	福中邦治	B 93	落合己吉
16	渡辺隆男	94	国立功
17	川合行雄	96	松田雅哉
18	川鈴木陽	98	上嶋光
21	北崎正	100	水谷克己
22	井熊孝文	104	六分一之
24	上島忠博	304	山下幸弘
26	堀川涉	305	前岨義
105	佐藤俊郎	308	一海知輝
106	水本光博	309	相羽羽郎
108	近藤茂	314	稲垣秀静
110	矢田勉	316	伊藤藤崎
112	川又俊三	318	間川典夫
201	河合和弘	320	石加藤計
206	田川潤二	321	加柴修三
211	中村哲樹	322	柴山一夫
B 3	中山原良	325	丸山林美
4	山原理克	329	小林哲夫
5	丸橋一好	331	小野野久
7	杉田哲行	333	木岩曾人
9	野林浩一	339	岩曾水寛
11	近藤弘章	342	曾水丸男
12	桜井幸夫	344	水橋辺生
18	山藤三千	404	橋山富久
26	伊藤野久	408	山本幸昌
29	佐野本繁	409	西木昌正
38	山本一樹	410	木中世古
40	山田秀正	412	中世古坂
48	植田吉敬	413	小坂本久
55	久保内敬	431	橋中本光
62	大内川夫	433	中東英
63	古川宏	480	橋中東一
72	高橋中司	512	中東隆
82	藪中健	519	山二村道
84	多田孝	520	小谷雅
88	長谷川文夫	524	阪井衛

●正誤

昭和47年11月7日付三重県公報第10093号

ページ	行	誤	正
1	29	三重県	三重県

昭和47年11月17日付三重県公報第10096号

ページ	行	誤	正
2	27	三重県告示第971号	三重県告示第671号

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 400円

1箇年 4,800円

昭和47年12月1日印刷発行
津市広明町13番地(電代☎1111)

三重県庁
印刷 三重県総務部学事文書課